

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」について

令和3年10月 東京都教育庁指導部

都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに報告書を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、**都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。**

1 暴力行為の状況

- (1) 発生件数
- (2) 暴力行為が発生した学校数
- (3) 1校当たりの発生件数
- (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の状況
- (5) 学年別 加害児童・生徒数
- (6) 今後の対応

2 いじめの状況

- (1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」
- (2) 1校当たりの認知件数
- (3) いじめを認知した学校数の割合
- (4) いじめの認知件数がゼロの学校の割合
- (5) 学年別 いじめの認知件数
- (6) いじめの発見のきっかけ
- (7) いじめられた児童・生徒の相談状況

- (8) いじめの態様
- (9) 法28条第1項に規定する「重大事態」
- (10) 今後の対応

3 小・中学校における長期欠席の状況

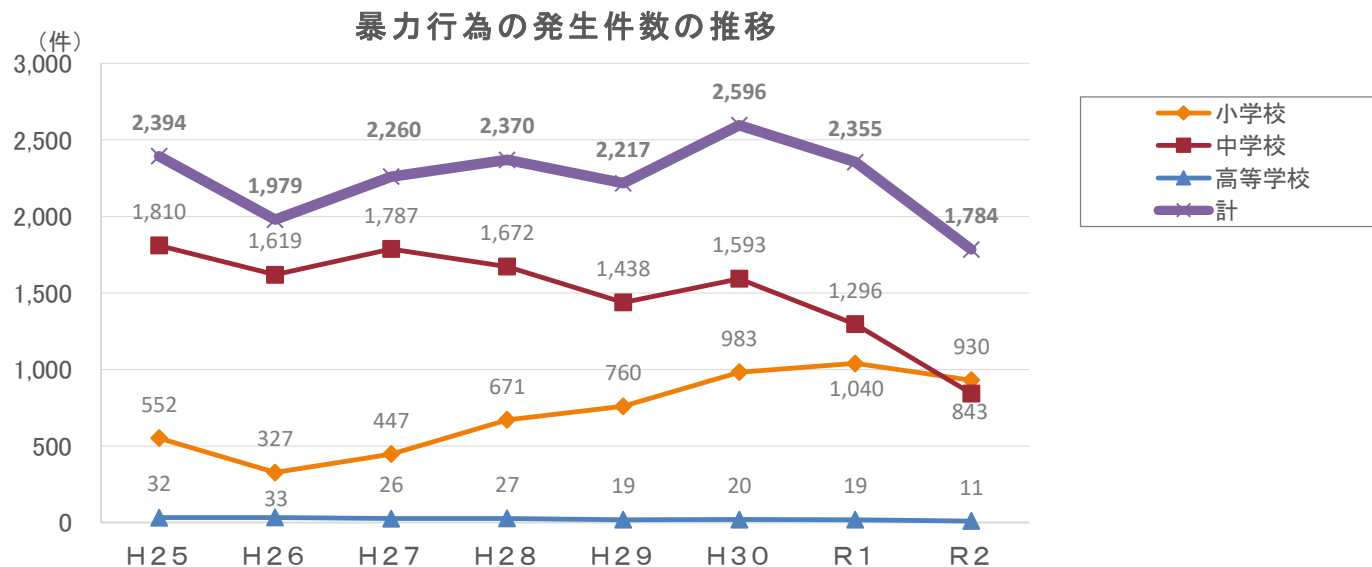
- (1) 長期欠席児童・生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 不登校の要因
- (4) 今後の対応

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

- (1) 長期欠席生徒数
- (2) 中途退学・原級留置者数
- (3) 今後の対応

1 暴力行為の状況 (1) 発生件数

- 令和2年度における暴力行為の発生件数は、1,784件であり、令和元年度と比較すると、571件減少した。
- 平成25年度から令和元年度までの発生件数の推移をみると、小学校では、令和元年度まで増加傾向にあったが、令和2年度は110件減少した。中学校、高等学校では、減少傾向にある。



【都】	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		【国】R2
小学校	552		327		447		671		760		983		1,040		930(52.1%)		41,056(62.0%)
	531	21	307	20	418	29	649	22	707	53	924	59	1,006	34			
中学校	1,810		1,619		1,787		1,672		1,438		1,593		1,296		843(47.3%)		21,293(32.2%)
	1,612	198	1,444	175	1,659	128	1,576	96	1,363	75	1,537	56	1,232	64			
高等学校	32		33		26		27		19		20		19		11(0.6%)		3,852(5.8%)
	17	15	23	10	19	7	13	14	9	10	10	10	9	10			
計	2,394		1,979		2,260		2,370		2,217		2,596		2,355		1,784(100%)		66,201(100%)
	2,160	234	1,774	205	2,096	164	2,238	132	2,079	138	2,471	125	2,247	108			

※ 表の上段：発生件数【件】と（全件に対する割合） 下段：左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数

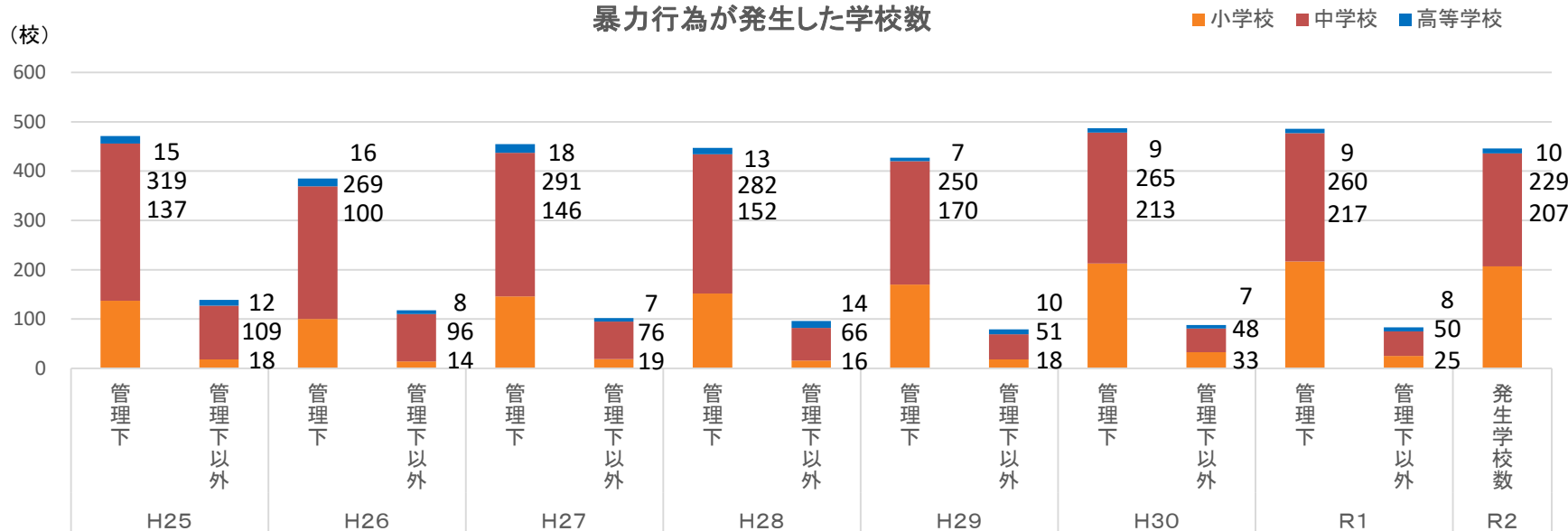
※ 【国】は、国公私立のデータ

※ 令和2年度調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

1 暴力行為の状況 (2) 暴力行為が発生した学校数

- 令和2年度において、暴力行為が発生した学校数は、446校であり、全体の21.3%となっている。小学校は207校(16.2%)、中学校は229校(36.8%)、高等学校は10校(5.2%)であった。
- 令和2年度における、暴力行為が発生した学校数の割合を、国の状況と比較すると、都の方が、12.7ポイント低くなっている。

暴力行為が発生した学校数



【都】	H 2 5		H 2 6		H 2 7		H 2 8		H 2 9		H 3 0		R 1		R 2		【国】 R 2
小学校	1,299		1,296		1,292		1,286		1,282		1,280		1,278		1,275		19,651
	137	18	100	14	146	19	152	16	170	18	213	33	217	25	207(16.2%)	5,887(30.0%)	
中学校	630		629		627		626		625		624		623		623		10,324
	319	109	269	96	291	76	282	66	250	51	265	48	260	50	229(36.8%)	4,294(41.6%)	
高等学校	194		194		192		192		192		192		192		191		5,047
	15	12	16	8	18	7	13	14	7	10	9	7	9	8	10(5.2%)	1,728(34.2%)	
計	2,123		2,119		2,111		2,104		2,099		2,096		2,093		2,089		35,022
	471	139	385	118	455	102	447	96	427	79	487	88	486	83	446(21.3%)	11,909(34.0%)	

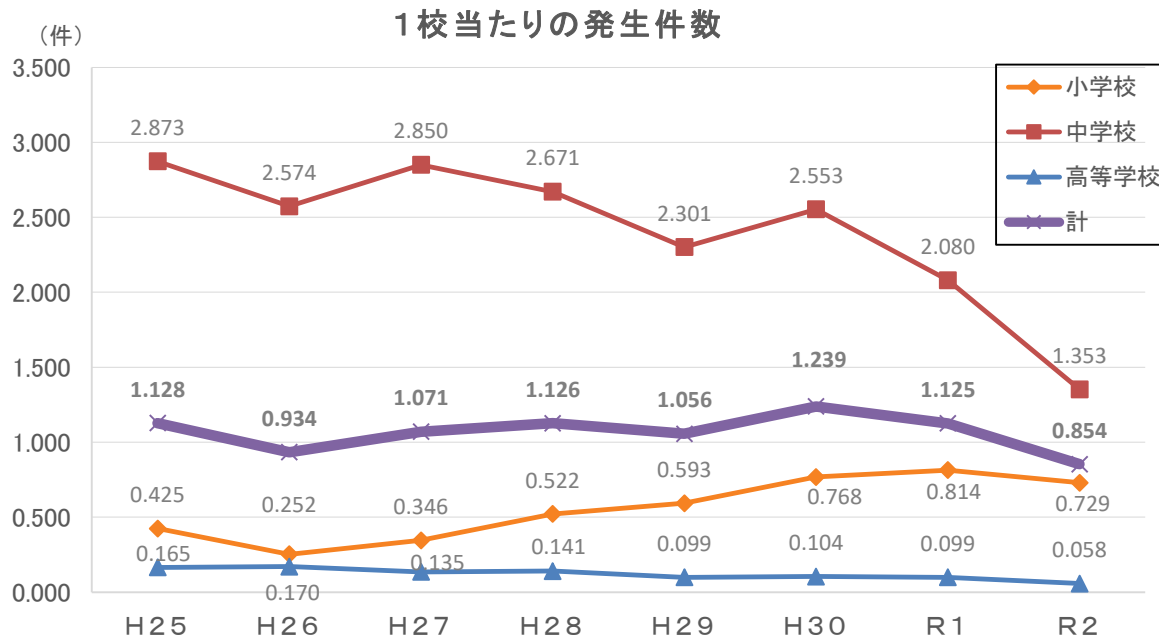
※ 表の上段：学校数〔校〕 下段：発生学校数〔校〕（左は学校の管理下、右は学校の管理下以外）、（ ）は暴力行為が発生した学校の割合

※ 令和2年度調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況 (3) 1校当たりの発生件数

- 令和2年度における1校当たりの発生件数は、0.854件であり、平成25年度からほぼ横ばいとなっている。
- 小学校では、令和元年度まで増加傾向にあったが、令和2年度は微減した。中学校では、令和元年度から減少傾向にあり、平成25年度と令和2年度を比較すると、ほぼ半減している。

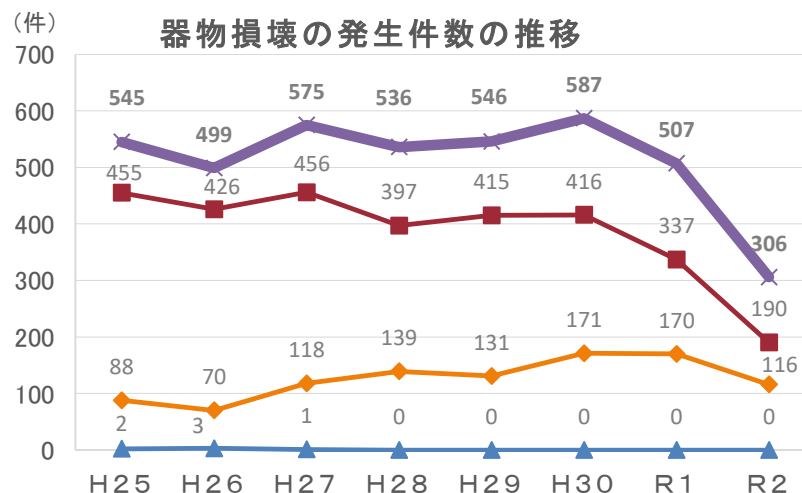
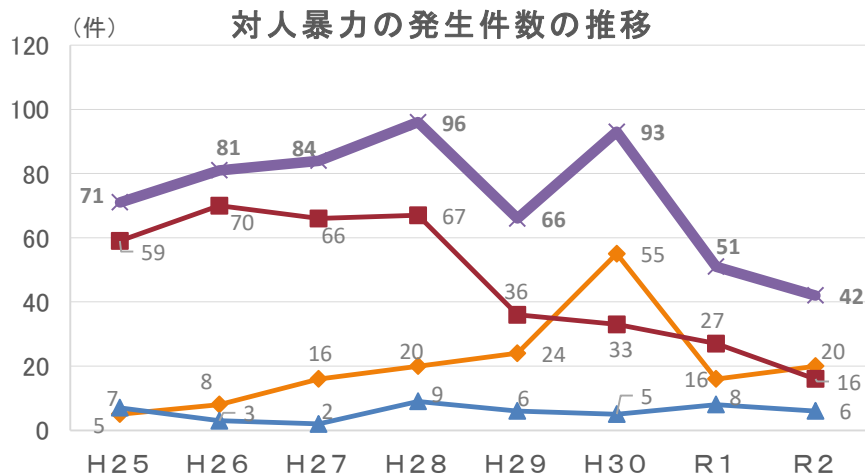
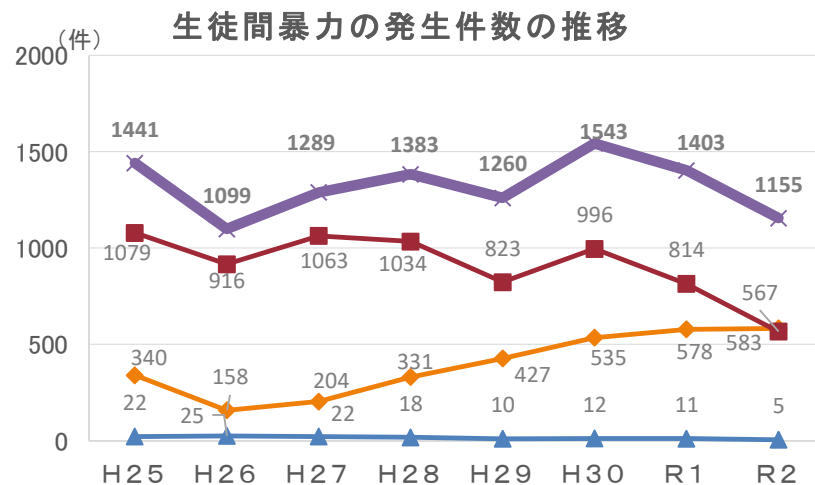
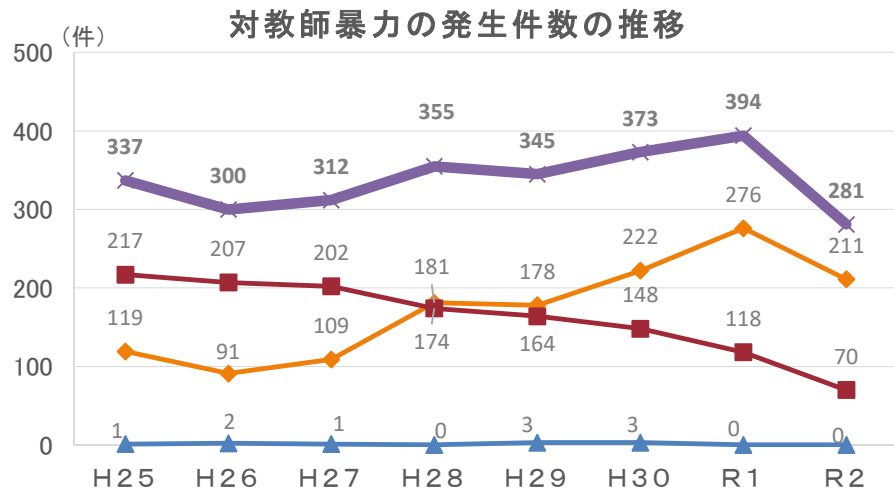


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	【国】 R 2
小学校	552	327	447	671	760	983	1,040	930	41,056
	0.425	0.252	0.346	0.522	0.593	0.768	0.814	0.729	2.089
中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843	21,293
	2.873	2.574	2.850	2.671	2.301	2.553	2.080	1.353	2.062
高等学校	32	33	26	27	19	20	19	11	3,852
	0.165	0.170	0.135	0.141	0.099	0.104	0.099	0.058	0.763
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	66,201
	1.128	0.934	1.071	1.126	1.056	1.239	1.125	0.854	1.890

1 暴力行為の状況

(4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

- 小学校では、全ての暴力行為において増加傾向にあったが、令和2年度は、対教師暴力と器物損壊において、令和元年度より減少した。中学校では、全ての暴力行為について減少傾向にある。高等学校は、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
- 平成28年度を境に、小学校における対教師暴力の件数が、中学校を上回っている。

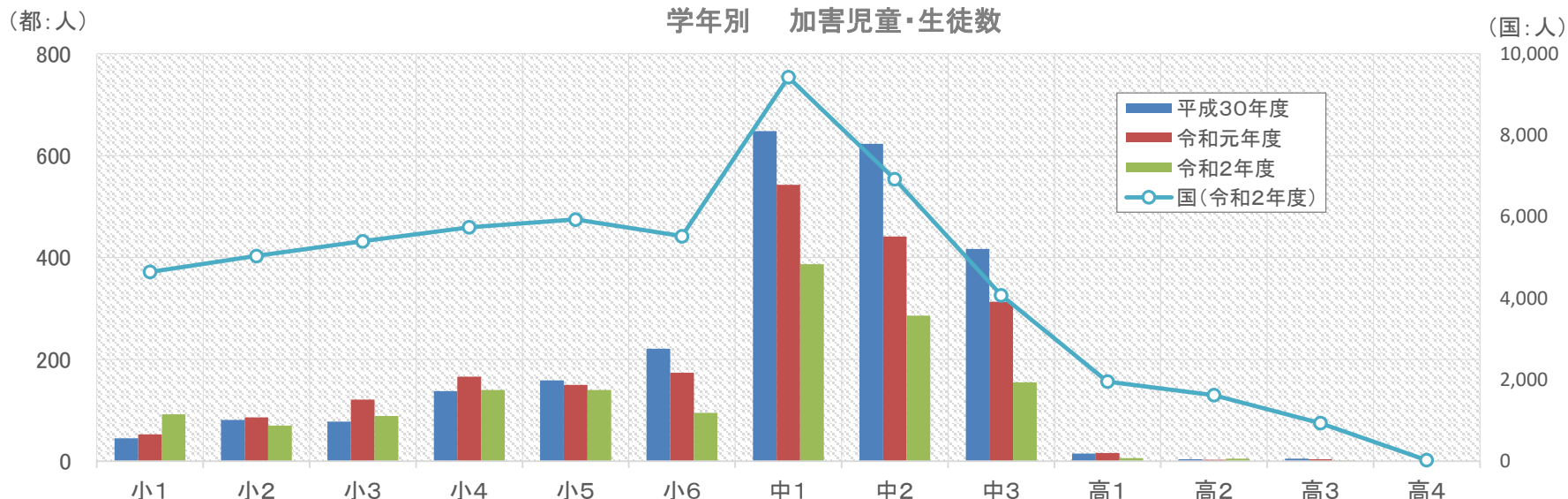


※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数。

○ 小学校 ■ 中学校 ▲ 高等学校 × 計

1 暴力行為の状況 (5) 学年別加害児童・生徒数

- 令和2年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和元年度と比較すると、小1、高2以外は減少した。特に、中3、高1、高3は半数以下となっている。
- 小1、高2は、令和2年度と令和元年度を比較すると、およそ1.7倍増であった。
- 校種ごとの学年別の割合は、小学校では小4、小5(それぞれ22.4%)が、中学校では中1(46.7%)が、高等学校では高1(46.2%)が一番多い傾向がある。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
平成30年度	45	81	78	138	159	221	648	623	417	15	4	5	0
	6.2	11.2	10.8	19.1	22.0	30.6	38.4	36.9	24.7	62.5	16.7	20.8	0
令和元年度	53	86	121	166	150	174	543	441	313	16	3	4	0
	7.1	11.5	16.1	22.1	20.0	23.2	41.9	34.0	24.1	69.6	13.0	17.4	0
令和2年度	92	70	89	140	140	95	387	286	155	6	5	2	0
	14.7	11.2	14.2	22.4	22.4	15.2	46.7	34.5	18.7	46.2	38.5	15.4	0

国	4,646	5,039	5,399	5,742	5,933	5,524	9,427	6,923	4,074	1,957	1,622	935	27
(令和2年度)	14.4	15.6	16.7	17.8	18.4	17.1	46.2	33.9	19.9	43.1	35.7	20.6	0.6

※ 表の上段:加害児童・生徒数[人] 下段(青字):校種ごとのその学年が占める割合[%]

※ 令和元年度調査までは「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の類型別の加害児童・生徒数実人数の合計により計上しており、一人の児童・生徒が複数種類の暴力行為を行った場合には重複して計上されていたが、令和2年度調査からは実人数(一人の児童・生徒が複数種類の暴力行為を行った場合も一人として計上)に変更しているため、前年度と単純に比較することはできない。

1 暴力行為の状況 (6) 今後の対応

これまでの取組

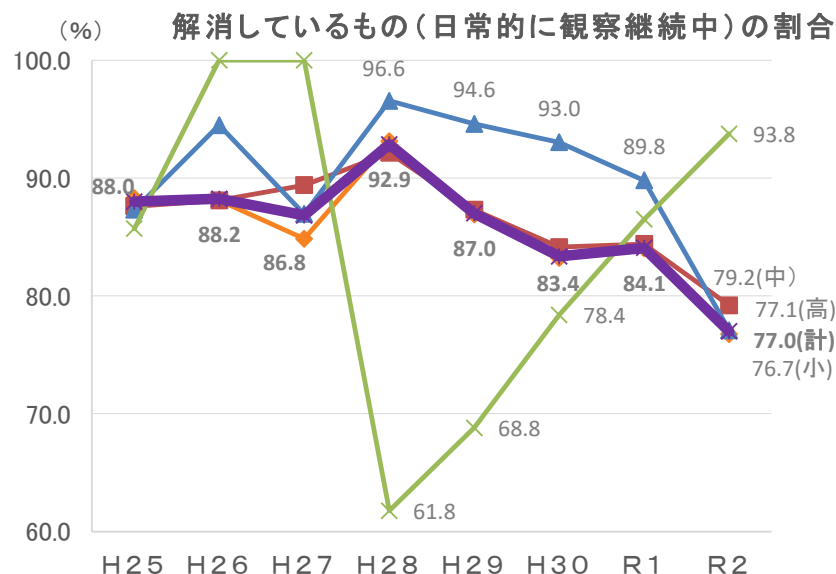
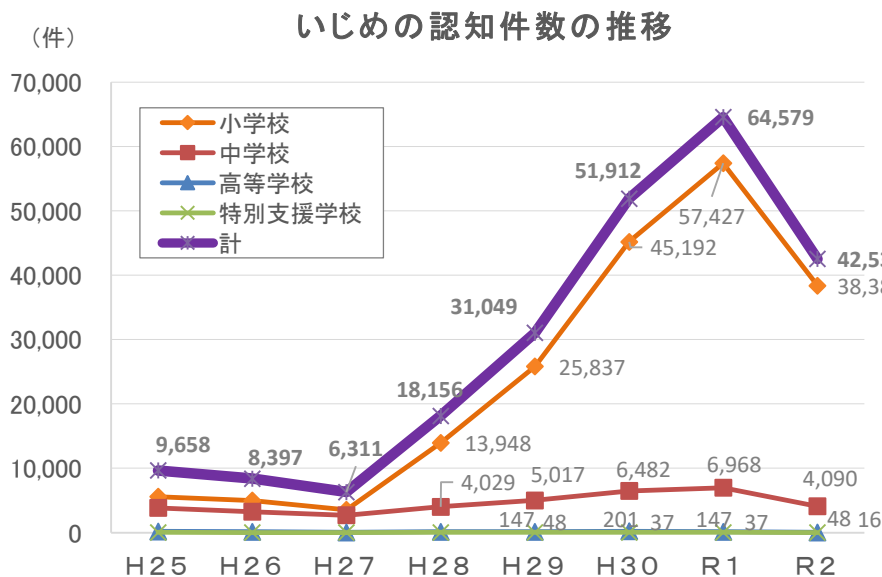
- 「人権尊重の精神」を指導の基本とした生活指導の徹底のための区市町村教育委員会や学校への指導・助言
- 生活指導に関わる通知の発出や教材等の作成による問題行動の再発防止の徹底
- 学校、地域、関係機関が連携し問題行動等に対応するため「学校サポートチーム」を全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立
- 「生活指導担当者連絡会」等において、暴力行為防止に向けた効果的な取組事例を周知
- 児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成できるようにすることを目的としたスクールカウンセラー連絡会を開催。スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施

今後の対応

- 学校が予防・開発的な生活指導を推進できるようにするため、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、自己指導能力の育成等、生活指導の意義について共通理解を図るとともに効果的な取組事例等を収集、周知
- 区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の多様な実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知
- 学校が、暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、「学校サポートチーム」の効果的な活用について教師用指導資料等を用いて周知・徹底
- 暴力行為を繰り返し行う児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援、家庭や関係機関等との連携の在り方について、区市町村教育委員会の担当者や校長等対象の連絡会等で情報の共有化を図るなどして学校の対応力を向上

2 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 令和2年度のいじめの認知件数は、42,538件であり、令和元年度の66%となっている。平成27年度から令和元年度まで、全校種において増加傾向が続いていたが、令和2年度は全校種において令和元年度より減少した。
- 解消しているものの割合は、平成25年度から29年度まで8割後半から9割前半を推移していたが、平成30年度から8割前半となり、令和2年度は、77%となった。



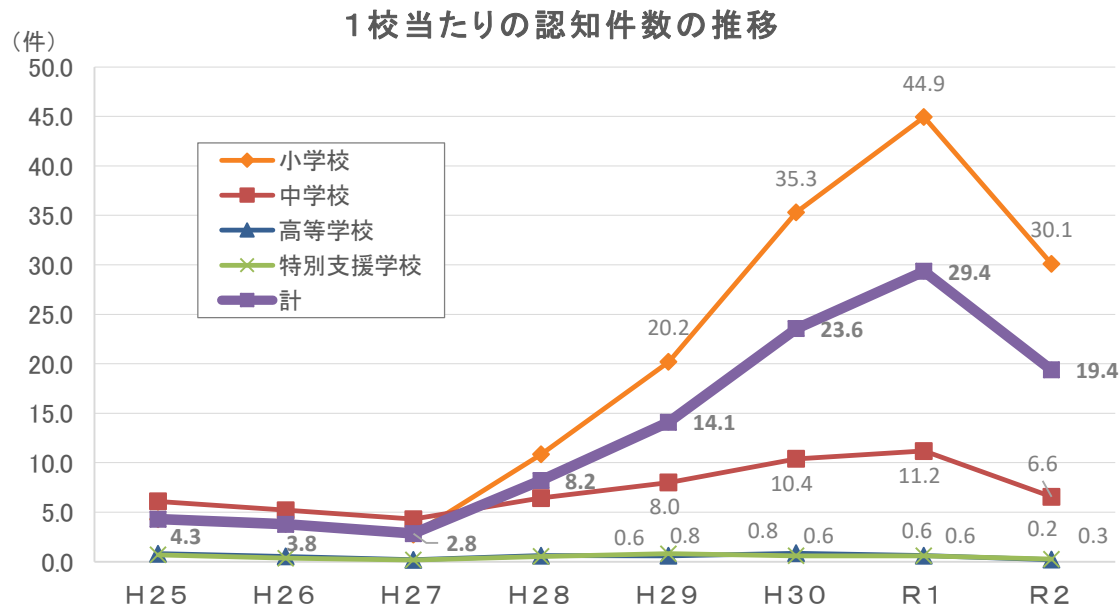
【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	【国】 R 2
小学校	5,581 4,926(88.3%)	4,993 4,400(88.1%)	3,557 3,018(84.8%)	13,948 12,987(93.1%)	25,837 22,451(86.9%)	45,192 37,599(83.2%)	57,427 48,249(84.0%)	38,384 29,456(76.7%)	420,897 326,085(77.5%)
中学校	3,854 3,378(87.6%)	3,255 2,868(88.1%)	2,697 2,411(89.4%)	4,029 3,712(92.1%)	5,017 4,382(87.3%)	6,482 5,454(84.1%)	6,968 5,881(84.4%)	4,090 3,239(79.2%)	80,877 62,226(76.9%)
高等学校	181 158(87.3%)	127 120(94.5%)	46 40(87.0%)	145 140(96.6%)	147 139(94.6%)	201 187(93.0%)	147 132(89.8%)	48 37(77.1%)	13,126 10,428(79.4%)
特別支援学校	42 36(85.7%)	22 22(100%)	11 11(100%)	34 21(61.8%)	48 33(68.8%)	37 29(78.4%)	37 32(86.5%)	16 15(93.8%)	2,263 1,756(77.6%)
計	9,658 8,498(88.0%)	8,397 7,410(88.2%)	6,311 5,480(86.8%)	18,156 16,860(92.9%)	31,049 27,005(87.0%)	51,912 43,269(83.4%)	64,579 54,294(84.1%)	42,538 32,747(77.0%)	517,163 400,495(77.4%)

※ 表の上段: 認知件数[件] 下段(青字): 解消しているもの[件]と(その割合)

※ 【国】は、国公立のデータ 8

2 いじめの状況 (2) 1校当たりの認知件数

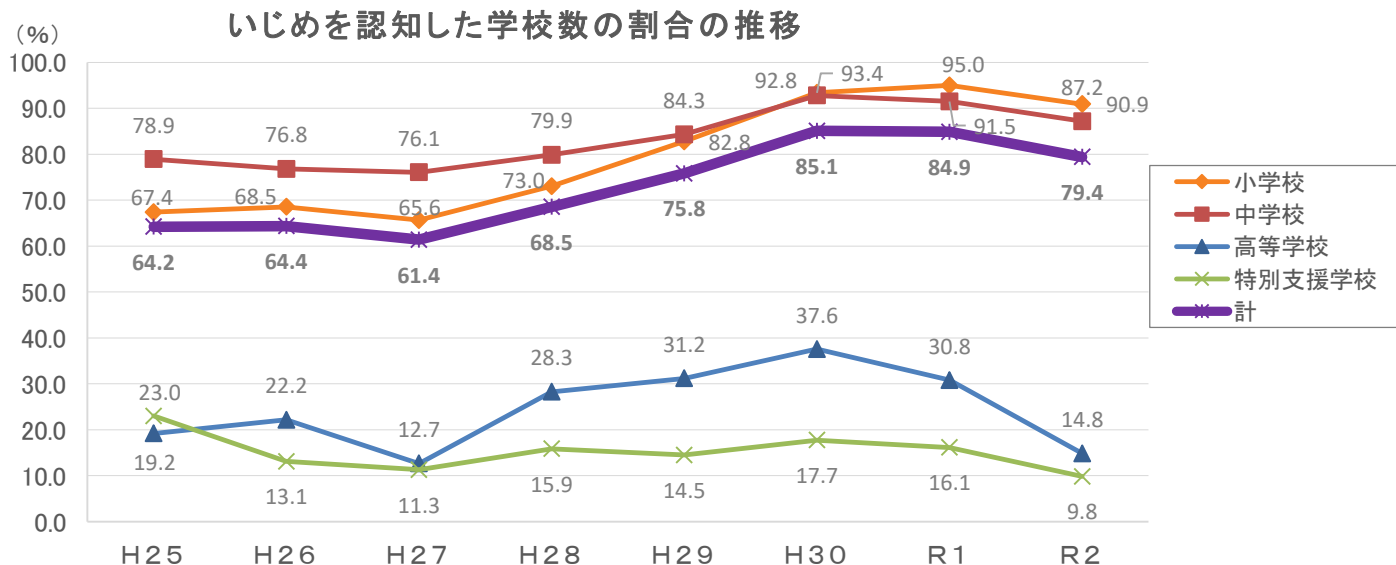
- 令和2年度における1校当たりの認知件数は、19.4件であり、【国・R2】の14.1件と比べると、【都】の方が5.3ポイント上回っている。
- 小・中学校では平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、平成27、令和元年度を比べると、小学校は16倍、中学校は2.6倍となっていたが、令和2年度は減少した。高等学校、特別支援学校は0.2~0.8件を推移している。



【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	【国】 R 2
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	86.4%
	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	21.4
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	82.2%
	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	7.8
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	54.5%
	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	2.3
特別支援学校	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	40.5%
	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	2.0
計	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	78.9%
	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	14.1

2 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校数の割合

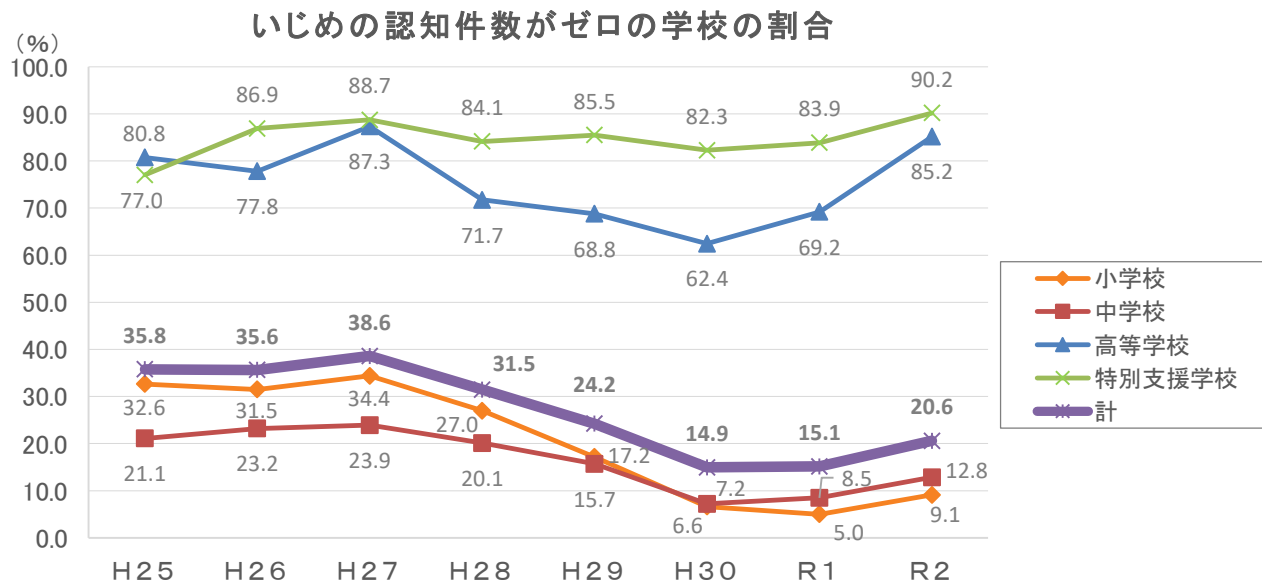
- 令和2年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、79.4%であり、令和元年度と比較すると、5.5ポイント減少した。
- 小・中学校では9割近くの学校がいじめを認知している。高等学校では14.8%、特別支援学校では9.8%となっており、【国・R2】と比べると、高等学校では39.7ポイント、特別支援学校では30.7ポイント下回っている。



【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	【国】 R 2
小学校	1,299 875(67.4%)	1,296 888(68.5%)	1,292 848(65.6%)	1,286 939(73.0%)	1,282 1,062(82.8%)	1,280 1,195(93.4%)	1,278 1,214(95.0%)	1,275 1,159(90.9%)	19,651 16,971 (86.4%)
中学校	630 497(78.9%)	629 483(76.8%)	627 477(76.1%)	626 500(79.9%)	625 527(84.3%)	624 579(92.8%)	623 570(91.5%)	623 543(87.2%)	10,324 8,485 (82.2%)
高等学校	239 46(19.2%)	239 53(22.2%)	237 30(12.7%)	237 67(28.3%)	237 74(31.2%)	237 89(37.6%)	237 73(30.8%)	236 35(14.8%)	5,655 3,080 (54.5%)
特別支援学校	61 14(23.0%)	61 8(13.1%)	62 7(11.3%)	63 10(15.9%)	62 9(14.5%)	62 11(17.7%)	62 10(16.1%)	61 6(9.8%)	1,147 465 (40.5%)
計	2,229 1,432(64.2%)	2,225 1,432(64.4%)	2,218 1,362(61.4%)	2,212 1,516(68.5%)	2,206 1,672(75.8%)	2,203 1,874(85.1%)	2,200 1,867(84.9%)	2,195 1,743(79.4%)	36,777 29,001 (78.9%)

2 いじめの状況 (4)いじめの認知件数がゼロの学校の割合

- 令和2年度におけるいじめの認知件数がゼロの学校数は452校であり、全体に対する割合は、20.6%となっている。【国・R2】と比べると0.5ポイント高い。
- 小学校は116校(9.1%)、中学校は80校(12.8%)、高等学校は201課程(85.2%) 特別支援学校は55校(90.2%)がいじめを認知していない。

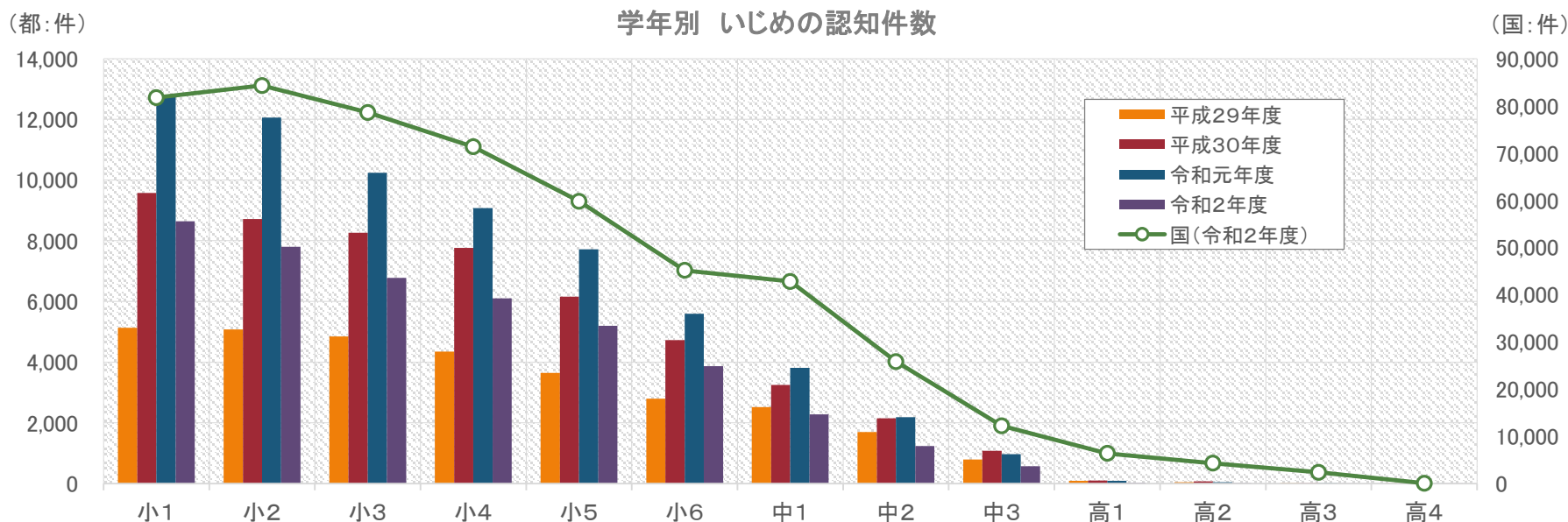


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	【国】R 2
小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	19,651
	424(32.6%)	408(31.5%)	444(34.4%)	347(27.0%)	220(17.2%)	85(6.6%)	64(5.0%)	116(9.1%)	2,441(12.4%)
中学校	630	629	627	626	625	624	623	623	10,324
	133(21.1%)	146(23.2%)	150(23.9%)	126(20.1%)	98(15.7%)	45(7.2%)	53(8.5%)	80(12.8%)	1,718(16.6%)
高等学校	239	239	237	237	237	237	237	236	5,655
	193(80.8%)	186(77.8%)	207(87.3%)	170(71.7%)	163(68.8%)	148(62.4%)	164(69.2%)	201(85.2%)	2,557(45.2%)
特別支援学校	61	61	62	63	62	62	62	61	1,147
	47(77.0%)	53(86.9%)	55(88.7%)	53(84.1%)	53(85.5%)	51(82.3%)	52(83.9%)	55(90.2%)	680(59.3%)
計	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	36,777
	797(35.8%)	793(35.6%)	856(38.6%)	696(31.5%)	534(24.2%)	329(14.9%)	333(15.1%)	452(20.6%)	7,396(20.1%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめの認知件数がゼロの学校数[校]と(その割合)

2 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 令和2年度における学年別のいじめの認知件数は、小1から高3まで、令和元年度よりも認知件数が大幅に減少している。
- 校種ごとに、学年別の傾向を見ると、小学校は小1、小2(それぞれ20%程度)、中学校は中1(55.8%)、高等学校は高1(54.2%)が、一番多くなっている。
- 学年別認知件数における、それぞれの学年が占める割合は、おおむね【国・R2】と同様の傾向である。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
平成30年度	9,571	8,711	8,264	7,767	6,154	4,725	3,251	2,148	1,083	102	76	21	2
	21.2	19.3	18.3	17.2	13.6	10.5	50.2	33.1	16.7	50.7	37.8	10.4	1.0
令和元年度	12,732	12,061	10,243	9,076	7,718	5,597	3,809	2,190	969	89	44	13	1
	22.2	21.0	17.8	15.8	13.4	9.7	54.7	31.4	13.9	60.5	29.9	8.8	0.7
令和2年度	8,638	7,800	6,779	6,099	5,200	3,868	2,282	1,234	574	26	17	4	1
	22.5	20.3	17.7	15.9	13.5	10.1	55.8	30.2	14.0	54.2	35.4	8.3	2.1

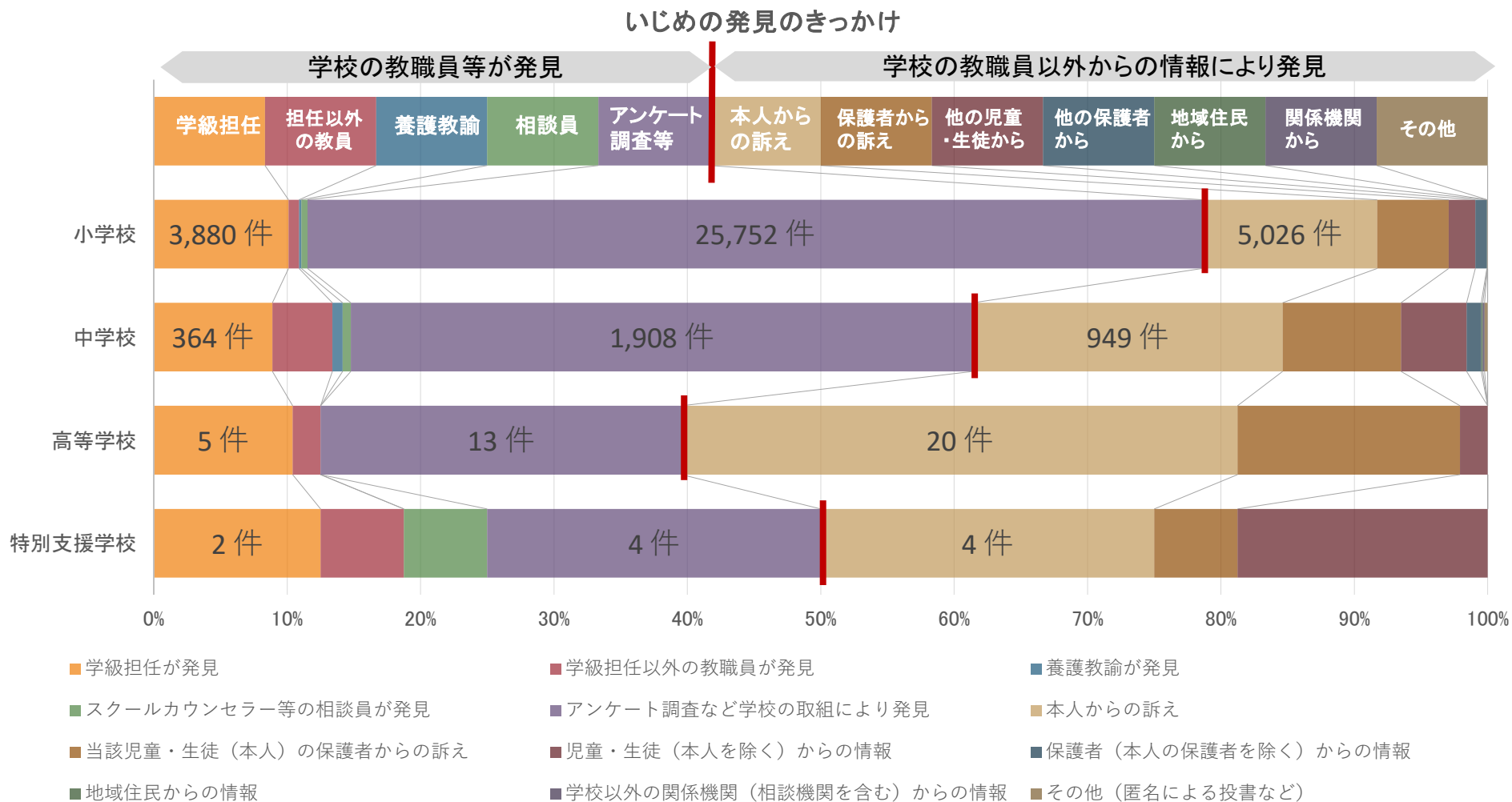
国	81,746	84,298	78,586	71,327	59,791	45,149	42,816	25,816	12,245	6,379	4,319	2,377	51
(令和2年度)	19.4	20.0	18.7	16.9	14.2	10.7	52.9	31.9	15.1	48.6	32.9	18.1	0.4

※ 表の上段:認知件数[件] 下段(青字):校種ごとのその学年が占める割合[%]

※ 特別支援学校の認知件数は、学年別の人数を公表していないため、含まない。

2 いじめの状況 (6)いじめの発見のきっかけ

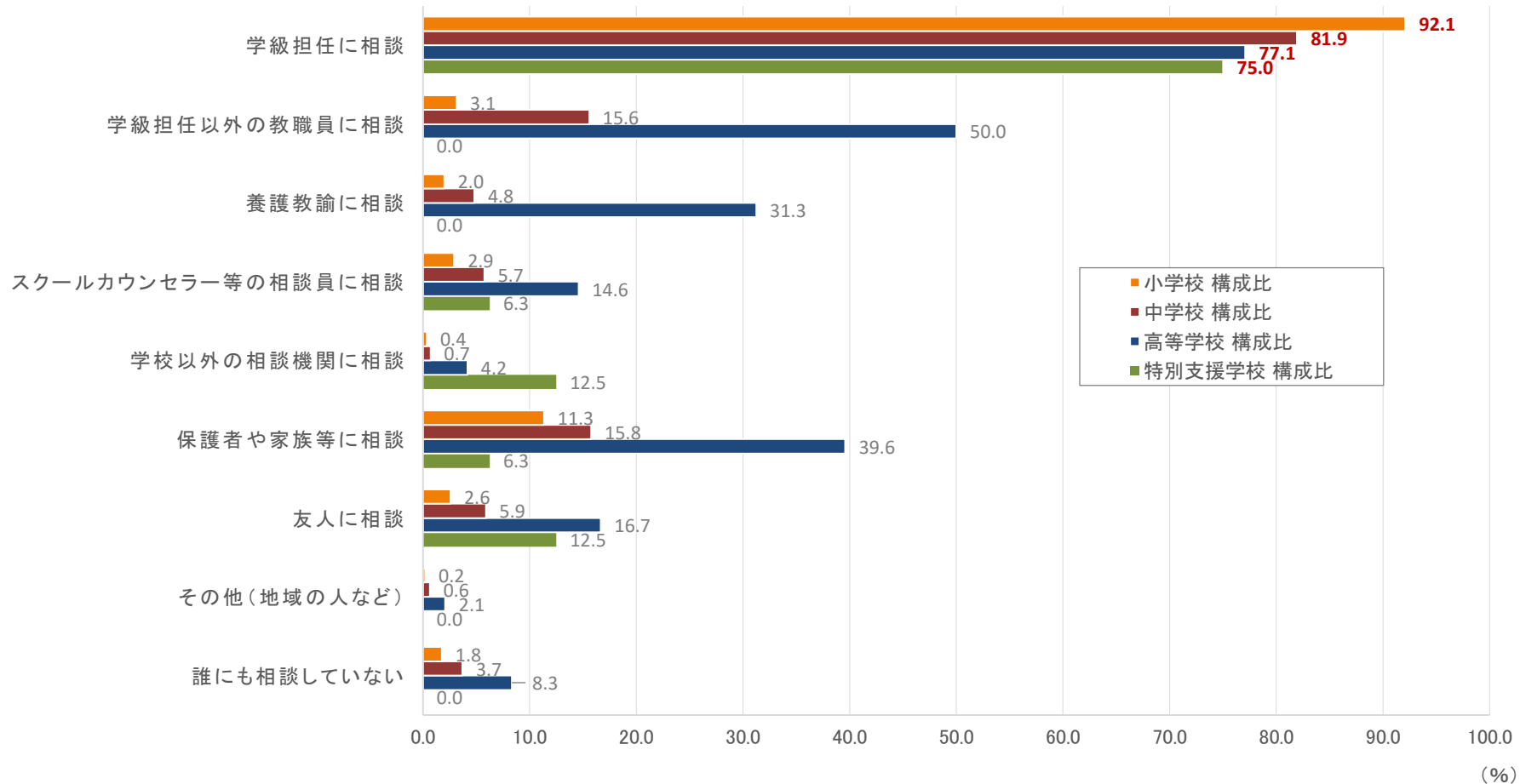
- 小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。(小学校78.6%、中学校61.4%、特別支援学校50.0%)
- いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」(小学校67.1%、中学校46.7%)、高等学校は「本人からの訴え」(41.7%)、特別支援学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」、「本人からの訴え」(25.0%)であった。



2 いじめの状況 (7)いじめられた児童・生徒の相談状況

- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校92.1%、中学校81.9%、高等学校77.1%、特別支援学校75.0%)
- 「誰にも相談していない」が、833件(2.0%)となっている(小学校678件:1.8%、中学校151件:3.7%、高等学校4件:8.3%、特別支援学校0件)。

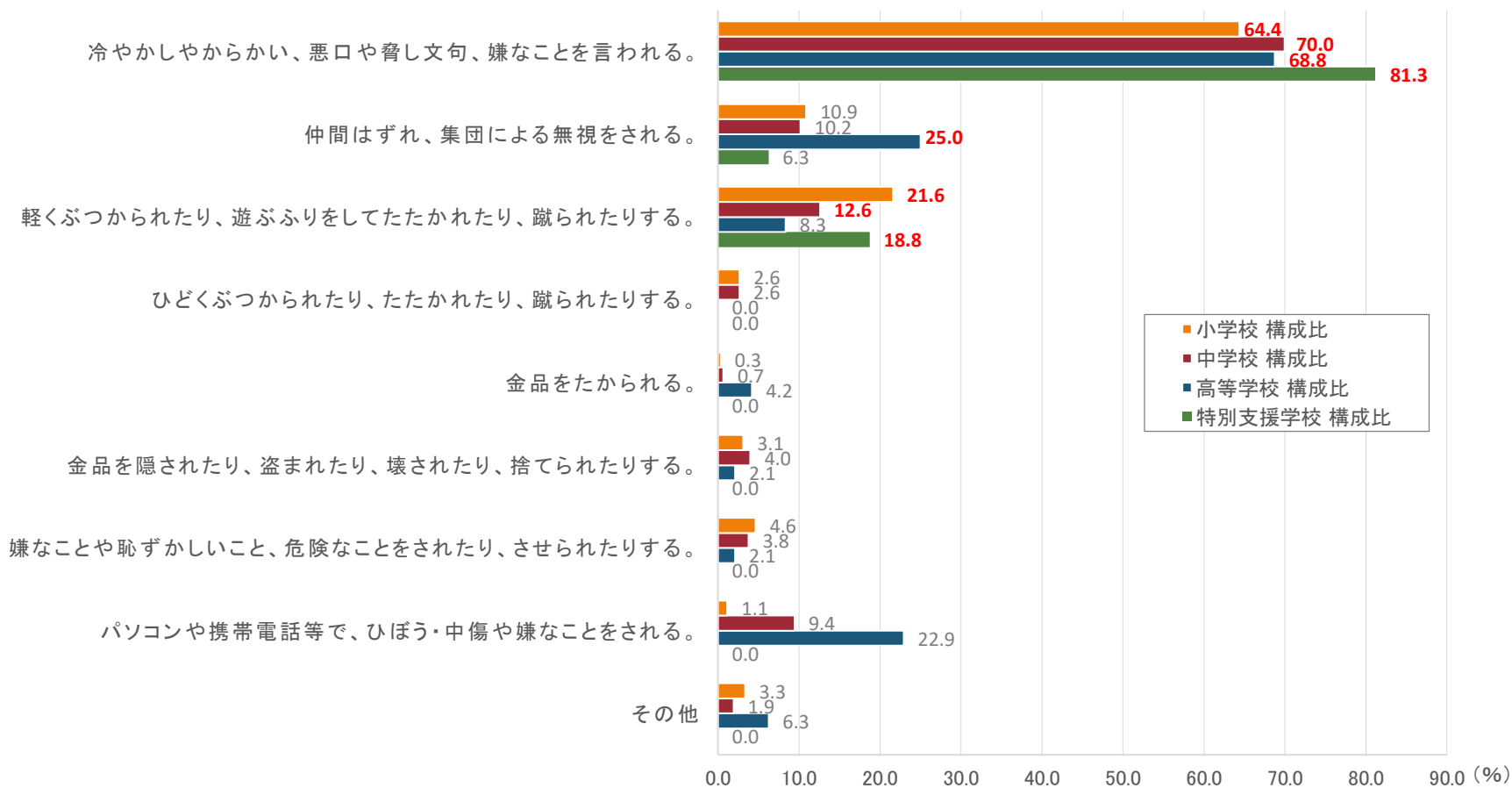
いじめられた児童・生徒の相談状況



2 いじめの状況 (8)いじめの態様

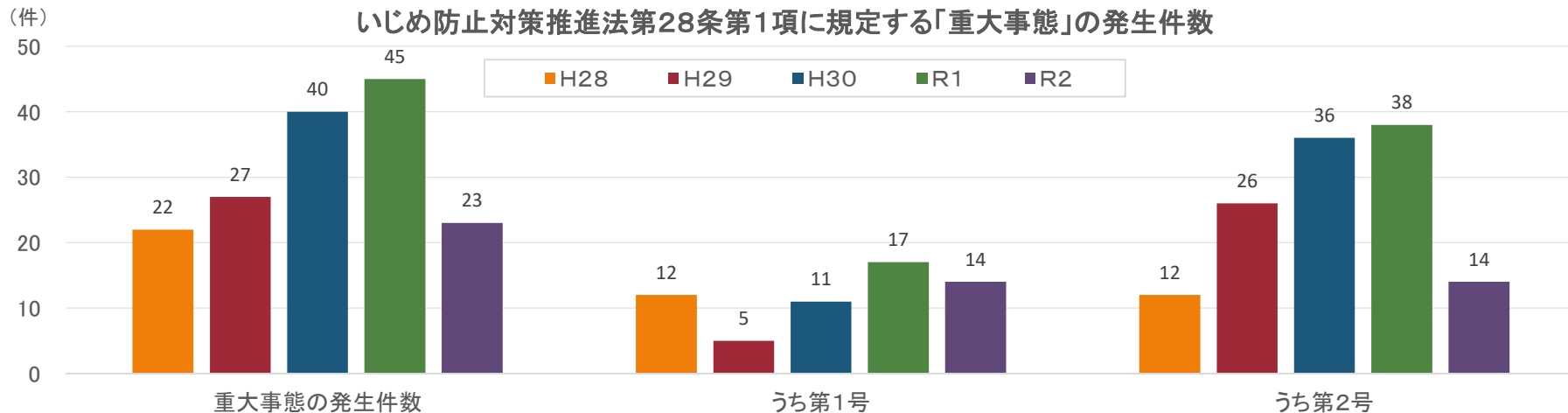
- 一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- 二番目に多いのは、小学校、中学校、特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、高等学校においては「仲間外れ、集団による無視をされる」である。

いじめの態様



2 いじめの状況 (9) 法28条第1項に規定する「重大事態」

- 令和2年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は23件(前年度45件)であり、同項第1号に規定するものは14件(前年度17件)、同項第2号に規定するものは14件(前年度38件)である。
- 発生学校率は、全体で1.00%であり、【国・R2】よりも0.34ポイント低い。特に、中学校では1.28%と【国・R2】より0.87ポイント低くなっている。



※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】	H30			R1			R2			【国】R2		
小学校	17(1.33%)			30(2.35%)			12(0.94%)			189(0.96%)		
	17(0.04%)	1号:4	2号:17	34(0.06%)	1号:13	2号:28	12(0.03%)	1号:6	2号:7	196(0.05%)	76	143
中学校	21(3.37%)			9(1.44%)			8(1.28%)			222(2.15%)		
	23(0.35%)	1号:7	2号:19	9(0.13%)	1号:3	2号:8	9(0.22%)	1号:6	2号:7	230(0.28%)	109	155
高等学校	0(0%)			2(0.84%)			2(0.85%)			76(1.34%)		
	0(0%)	1号:0	2号:0	2(1.36%)	1号:1	2号:2	2(4.17%)	1号:2	2号:0	84(0.64%)	51	47
特別支援学校	0(0%)			0(0%)			0(0%)			4(0.35%)		
	0(0%)	1号:0	2号:0	0(0%)	1号:0	2号:0	0(0%)	1号:0	2号:0	4(0.18%)	3	2
計	38(1.72%)			41(1.86%)			22(1.00%)			491(1.34%)		
	40(0.08%)	1号:11	2号:36	45(0.07%)	1号:17	2号:38	23(0.05%)	1号:14	2号:14	514(0.10%)	239	347

※ 表の上段：重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と（学校及び課程数に対する割合）
 下段：重大事態の発生件数〔件〕と（認知件数に対する割合）

※ 【国】は、国公立のデータ

「1号」「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

2 いじめの状況 (10) 今後の対応

これまでの取組

- 「ふれあい月間」によるいじめ防止等対策の重点的取組の推進
- スクールカウンセラーによる、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生を対象とした全員面接の実施
- 令和3年2月に「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定。見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底
- 年3回以上のアンケートの実施、「東京都いじめ相談ホットライン」による24時間電話相談、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談、メール相談、来所相談の実施
- ウェブページ「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用など、教育相談体制の一層の充実
- 平成30年2月に、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各学校で年間1単位以上実施するよう周知・徹底

今後の対応

- 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証により、いじめを確実に認知するとともに、「P D C A サイクルによる評価・改善」を通して、実効的ないじめ防止対策を推進できるよう、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」やふれあい月間「教員シート」、「学校シート」の活用を促進
- 多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進
- 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の推進及び教職員等の「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高めるための取組を強化
- 全ての教職員による学校教育相談体制の充実に向けた取組の推進
- 新型コロナウイルス感染症に関連しいじめ等の防止の観点から、学校が児童・生徒の発達の段階に応じて、適切に指導を行えるようにするための指導資料の作成、周知
- 一人1台の学習者用端末や統合型学習支援サービス等を利用して、他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることなどのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「SNS東京ノート（令和3年3月）」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について、主体的に考えさせる指導を推進

3 小・中学校における 長期欠席の状況

(1) 長期欠席児童・生徒数

○ 長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校6,317人、中学校11,371人（合計17,688人）であり、令和元年度と比較して小・中学校ともに増加している。

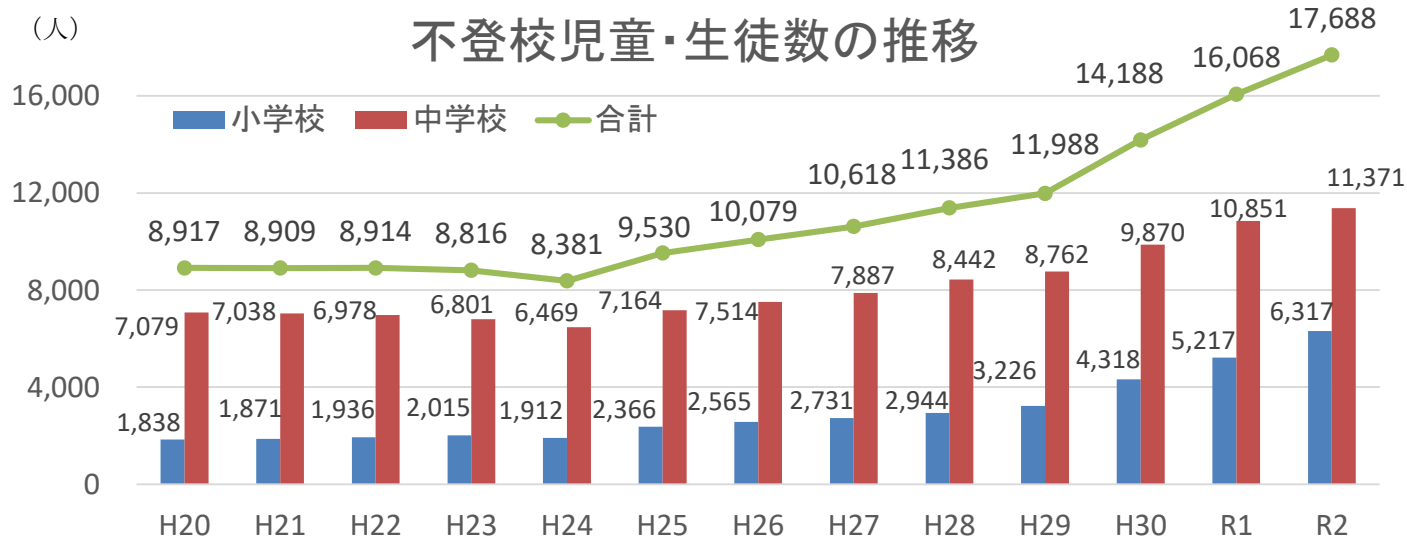
◇調査について

「長期欠席者数」とは、令和3年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和2年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

項目 ※()はR1	病気	経済的 理由	不登校		新型コロナ 回避	その他	計
			出現率(%)				
小学校	1,986 (1,939)	0 (0)	6,317 (5,217)	1.06 (0.88)	2,645 (-)	2,135 (1,819)	13,083 (8,975)
中学校	1,799 (1,718)	0 (0)	11,371 (10,851)	4.93 (4.76)	615 (-)	694 (874)	14,479 (13,443)
計	3,785 (3,657)	0 (0)	17,688 (16,068)	2.14 (1.96)	3,260 (-)	2,829 (2,693)	27,562 (22,418)

◇欠席理由について

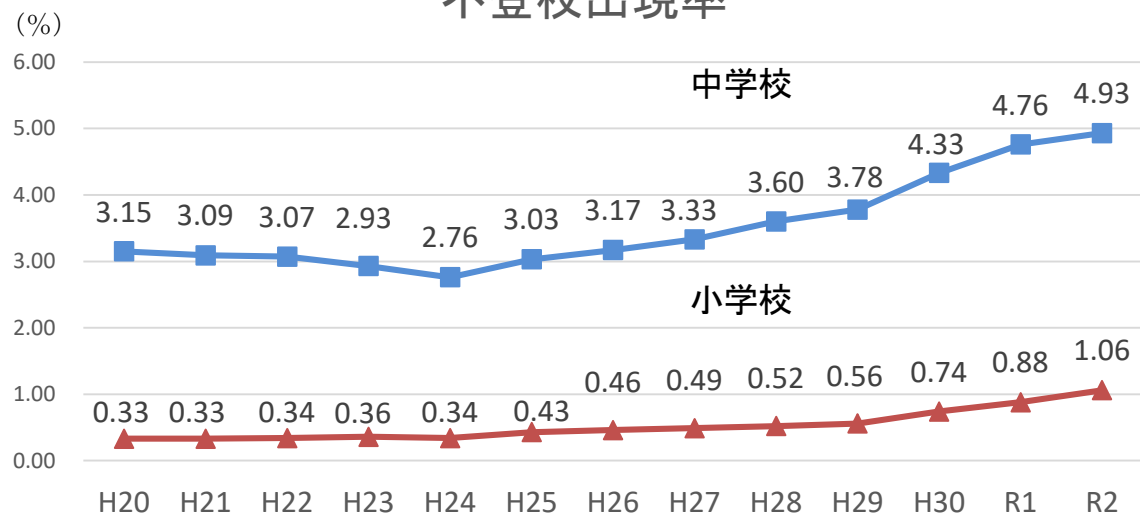
【**病気**】本人の心身の故障等(けがを含む。)による入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
 【**経済的理由**】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
 【**不登校**】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
 【**新型コロナウイルスの感染回避**】新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者
 【**その他**】上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者



3 小・中学校における 長期欠席の状況

(2) 不登校出現率・学校復帰率

不登校出現率

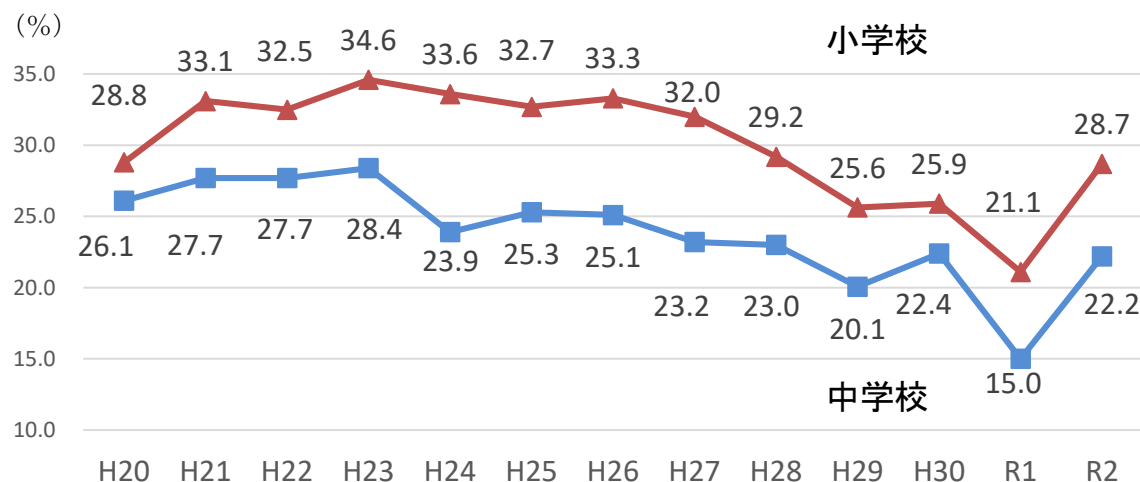


○ 不登校出現率は、小学校1.06%、中学校4.93%であり、小・中学校ともに8年連続で増加している。

◇「不登校出現率」

在籍児童・生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童・生徒数の割合

学校復帰率



○ 学校復帰率は、小学校28.7%、中学校22.2%であり、小・中学校ともに令和元年度と比較して増加している。

◇「学校復帰率」

不登校児童・生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった児童・生徒」の割合

3 小・中学校における 長期欠席の状況

(3) 不登校の要因

○ 不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

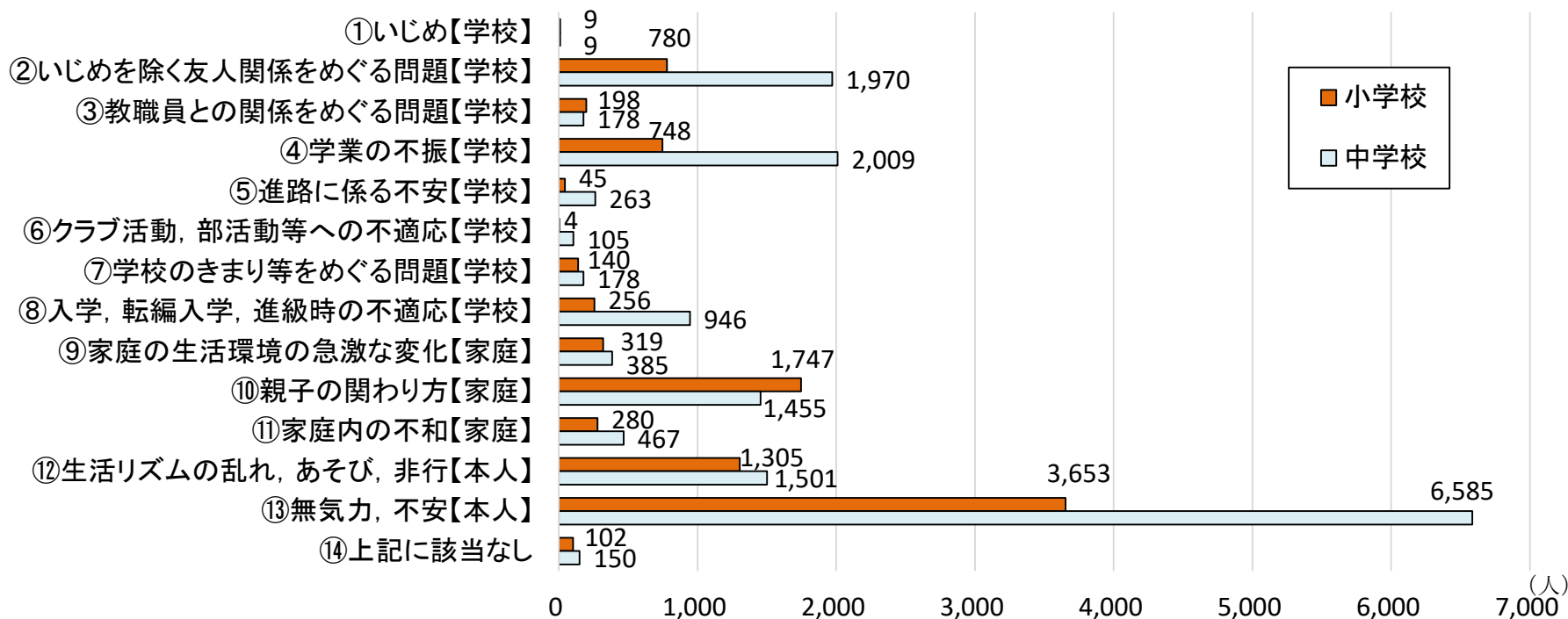
◇ 「不登校の要因」に係る変更点(令和元年度から)

平成30年度まで、本人に係る状況から主たるものを1つ選択して分類した上で、学校や家庭に係る状況の区分を選択するとしていた様式を、学校、家庭、本人に係る状況から主たるものを1つ、主たるもの以外にも当てはまるものがある場合にはその状況を一人につき2つまで選択する様式に変更

令和2年度

不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)

(区分【状況】)



※ 不登校の要因については、「区分」の各項目(①~⑭)を選択する。「区分」:【学校に係る状況】(8項目)、【家庭に係る状況】(3項目)、【本人に係る状況】(2項目)、【上記に該当なし】(1項目)
 ※ 不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

3 小・中学校における 長期欠席の状況 (4) 今後の対応

これまでの取組

- 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応加配教員を配置
- 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置
- 社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
- 不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援を行う「家庭と子供の支援員」を配置する区市町村を支援
- 区市町村が設置する教育支援センターの充実を図るため、教育支援センターの新規設置や機能強化に係る経費の一部を支援する補助事業を実施
- 学校等と在籍する児童・生徒が通うフリースクール等が連携した支援を行えるよう「東京都学校・フリースクール等協議会」を設置し、協議を実施
- 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「児童・生徒を支援するためのガイドブック」及び「研修キット」を作成し、都内全公立小・中学校及び区市町村教育委員会に配布

今後の対応

- 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」及び「研修キット」を活用し、区市町村立学校における支援の更なる充実を図る。
- 引き続き、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る区市町村の取組や、不登校特例校の設置を進める区市町村教育委員会の取組を支援する。また、G I G Aスクール構想により整備された児童・生徒一人1台の学習者用端末を活用した支援方策について検討を進める。
- 東京都学校・フリースクール等協議会を次年度以降も継続して設置するとともに、協議で得られた公民連携の効果的事例等について周知し、各地域の現状にあった取組を推進する。

4 高等学校における 長期欠席・中途退学の状況

(1) 長期欠席生徒数

- 都立高校全体の長期欠席者数は 6,916人(5,463人)で、前年度と比較すると1,453人の増加であった。
- 全日制では3,875人(2,148人)で1,727人増加、定時制では 3,041人(3,315人)で274人減少した。

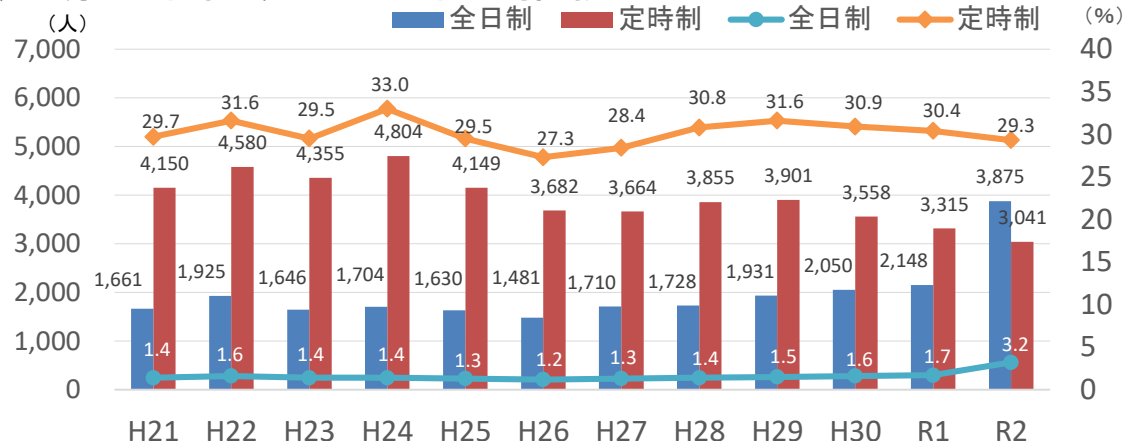
◇調査について

- 小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。
- (1) 令和2年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
 - (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

高等学校における長期欠席者数の状況

項目	長期欠席者数	出現率(%)
全日制	3,875 (2,148)	3.2 (1.7)
定時制	3,041 (3,315)	29.3 (30.4)

長期欠席者数・出現率の推移



長期欠席の理由と割合

表中 [] は中途退学者数に対する割合

項目	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他
全日制	537(704) 13.9%[32.8%]	1(9) 0.0%[0.4%]	899(1,015) 23.2%[47.3%]	752(—) 19.4%[—]	1,686(420) 43.5%[19.6%]
定時制	367(372) 12.1%[11.2%]	19(73) 0.6%[2.2%]	1,699(2,017) 55.9%[60.8%]	460(—) 15.1%[—]	496(853) 16.3%[25.7%]

* 高等学校の長期欠席者数は、理由別に「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」の合計数である。

4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

(2) 中途退学・原級留置者数

- 令和2年度における1年間の退学者数は、1,505人(2,165人)であった。
- 1校当たり平均退学者数5.2人(7.1人)、対生徒比率(退学率)は0.8%(同1.0%)であり、前年度と比較すると、退学者数は660人の減少、1校当たり平均退学者数が0.1の減少、対生徒比率(退学率)は、同率であった。

◇調査について

「退学者」とは、令和2年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

高等学校における中途退学者数の状況

高等学校における原級留置者数 (単位制を除く)

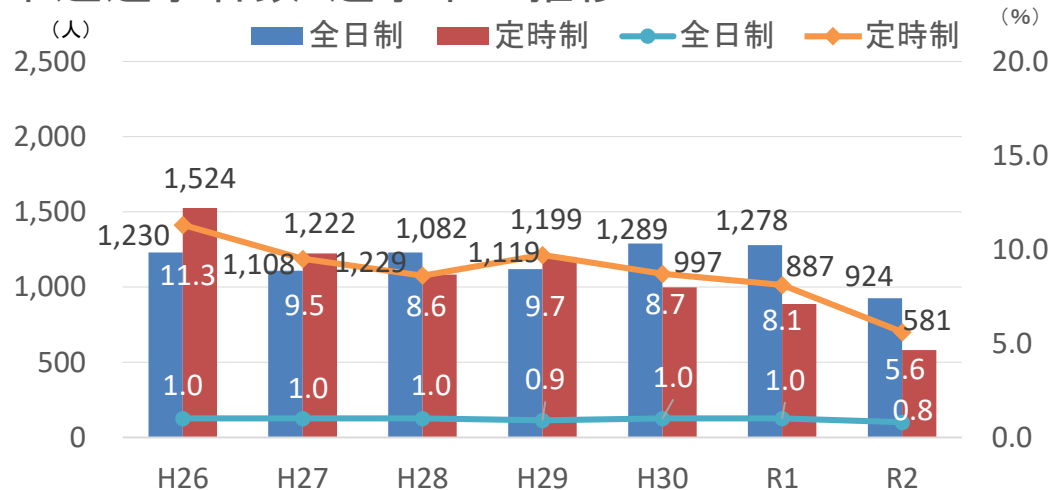
項目	中途退学者数	退学率(%)
全日制	924(1,278)	0.8(1.0)
定時制	581(887)	5.6(8.1)

項目	原級留置者数	対生徒比率(%)
全日制	151(186)	0.1(0.2)
定時制	48(64)	1.7(1.9)

中途退学の主な理由

中途退学者数・退学率の推移

項目	学校生活・ 学業不適応	進路変更	学業不振
全日制	315(506) 34.1%[39.7%]	336(324) 36.4%[25.4%]	188(298) 20.3%[23.4%]
定時制	232(363) 39.9%[40.9%]	214(281) 36.8%[31.7%]	42(78) 7.2%[8.8%]



表中 [] は中途退学者数に対する割合

4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況 (3) 今後の対応

これまでの取組

- 平成25年度から全校、平成28年度から全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制の充実を図り、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援につなげている。
また、研修会等への指導主事や心理専門職の派遣、都立学校教育相談担当者連絡会等を通して、教育相談体制の整備や教育相談活動の充実を図るとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を図っている。
- 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- 「都立高校学カスタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開等を通して、より一層の授業改善を推進している。
- 平成18年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度の育成を推進している。
- 平成28年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を促進している。
- 全ての定時制課程において、人間関係づくりのための構成的グループエンカウンターを実施している。
- 平成27年度から全ての都立高校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

今後の対応

- スクールカウンセラー等による教員研修や保護者向け講演会の更なる充実
- 自立支援チーム等による学校訪問等の機会を捉えた、支援を要する生徒に対するきめ細やかな相談、家庭との連携・協力や保護者支援のための教育相談体制の整備、医療や福祉等の外部機関との連携や社会資源を活用した長期欠席・中途退学防止策の強化